

(3) 届出書類について (法施行規則第 3 4 条第 2 項関連)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (法施行規則様式第 1 0)

(1) のうち、 から の場合にあつては、上記届出書に法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し、指定書の写しを添えて提出してください。

(1) のうち、 の場合にあつては、(の場合において、役員でなかった者が新たに役員となった場合を含む) 上記届出書に次に掲げる書類を添えて提出してください。

イ 登記簿の謄本

ロ 誓約書 (法施行規則様式第 2)

(4) 届出の受付について

届出は、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。(郵送や F A X、メール等での受け付けは原則実施していません。)

3 業務内容変更の届出

(1) 変更があつた場合に届け出しなければならない事項

休業日

営業時間

修繕対応時間

漏水等修繕対応の可否

対応工事等

(2) 届出期間

当該変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出してください。

(3) 届出書類について

業務内容変更届出書 (様式第 2 2 号 P. 3 3) を提出してください。

(4) 届出の受付について

届出は、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。(郵送や F A X、メール等での受け付けは原則実施していません。)